

Q&A

Q どのような人が利用できるのでしょうか。

A 高齢者や障がい者のための相談であれば、ご本人のみならず、ご家族や近隣の方、事実上の援助者、施設担当者や事業者の方も利用できます。虐待や消費者被害などは、ご本人以外の第三者からの相談により発覚する場合があります。

Q どのような相談ができるのでしょうか。

A 高齢者や障がい者のための相談であれば、何でもかまいません。例えば、年をとって自分の財産管理が不安になった、高齢者である親戚が消費者被害に遭った、遺言書の書き方を知りたい、高齢者や障がい者が虐待に遭っているがどうしたらいいかなど、多種多様な相談を受けつけています。お気軽にご相談ください。

Q 実際に会って相談することはできますか。

A 相談の内容に応じて、面接（来館）相談や出張相談も実施しています。詳細は担当者にご相談ください。

ご案内



丸ノ内線 霞が関駅 B1b出口直通
日比谷線 霞が関駅 A1出口徒歩2分
千代田線 霞が関駅 C1出口徒歩3分
有楽町線 桜田門駅 5番出口徒歩5分

問い合わせ先

東京弁護士会

TEL03-3581-2201（代表）

第一東京弁護士会

TEL03-3595-8585（代表）

第二東京弁護士会

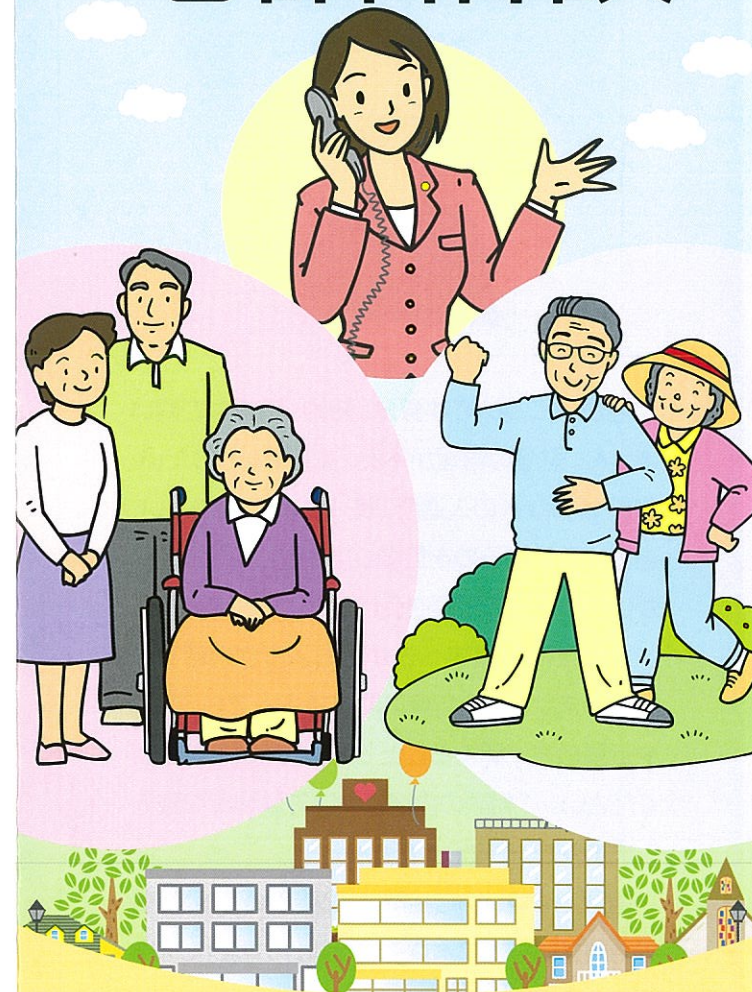
TEL03-3581-2255（代表）

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3（弁護士会館内）

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

高齢者・障がい者のための 電話相談



☎ 03-3581-9110

相談の内容

高齢者や障がい者
のための相談が
対象です



障がいについては身体、知的、精神など問いません。財産の管理が不安、遺言書を作りたい、施設（病院）への入退所（院）について知りたい、虐待されているのを目撃したなど、高齢者や障がい者のための相談を受けつけています。

弁護士に相談すべきか悩むような内容でもかまいません。ご自身に関することでも、親族や近隣の方に関することでも、お気軽にご相談ください。ご相談の内容については秘密を厳守しますので、ご安心ください。

電話では難しいご相談は、面接でのご相談（病気や障がいなどにより来館が難しい場合には出張でのご相談）をご案内します。

高齢者・障がい者のための電話相談

相談の方法

1 電話での相談

東京にある3つの弁護士会が共同して電話相談を行っています。相談は、**弁護士**が直接対応します。電話による相談は無料です。

相談の受付電話番号と受付時間は、**下記のとおりです。**

2 面接・出張での相談

電話相談の後、必要に応じて面接（来館）相談や出張相談を行っています。面接（来館）・出張相談は有料となります。福祉関係・行政関係の方や施設の方など、職務上でご本人のために相談をする面接（来館）相談については、各会ともに初回は無料になっております。



電話相談のご案内

☎ 03-3581-9110

月曜日から金曜日までの
午前10時～正午
午後1時～午後4時

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は実施して
おりません。

※受付時間をご確認の上、おかけください。

※記載内容は平成24年10月現在のものです。
電話番号が変更になることがありますので、
ご了承ください。

東京弁護士会
オアシス

第一東京弁護士会
しんらい

第二東京弁護士会
ゆとり～な